

予防デイケア利用料金表

【介護予防通所リハビリテーション】

介護報酬算定項目の単位数に地域加算(3級地10.83円)を乗じた額を掲載しています

2024年6月1日改定

介護報酬算定項目		単位数	自己負担額			備考
			1割	2割	3割	
介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	2,268	2,456	4,912	7,369	
	要支援2	4,228	4,579	9,158	13,737	
介護報酬加算項目		単位数	自己負担額			備考
			1割	2割	3割	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	要支援1	-376	-407	-814	-1,222	
	要支援2	-752	-814	-1,629	-2,443	
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	要支援1	-120	-130	-260	-390	
	要支援2	-240	-260	-520	-780	
生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始日から6月以内 /月		562	609	1,217	1,826	
若年性認知症利用者受入加算 (1月につき)		240	260	520	780	
退院時共同指導加算		600	650	1,300	1,949	
栄養アセスメント加算 (1月につき)		50	54	108	162	
栄養改善加算 (1月につき)		200	217	433	650	
一体的サービス提供加算	栄養改善及び口腔機能向上	480	520	1,040	1,560	
科学的介護推進体制加算 (1月につき)		40	43	87	130	
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480	520	1,040	1,560	
	運動器機能向上及び口腔機能向上	480	520	1,040	1,560	
	栄養改善及び口腔機能向上	480	520	1,040	1,560	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回限度)		20	22	43	65	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回限度)		5	5	11	16	
口腔機能向上加算(Ⅰ) (月2回を限度)		150	162	325	487	
口腔機能向上加算(Ⅱ) (月2回を限度)		160	173	347	520	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88	95	191	286	
	要支援2	176	191	381	572	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	72	78	156	234	
	要支援2	144	156	312	468	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	24	26	52	78	
	要支援2	48	52	104	156	
高齢者虐待防止未実施減算			-1/100			
業務継続計画未策定減算			-1/100			
利用定員の超過、または職員等の欠員減算			70/100			
通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者に行った場合(加算)			5%			
①介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×47/1000				
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×34/1000				
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×19/1000				
②介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×20/1000				
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×17/1000				
③介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×10/1000				

介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×86/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×83/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×66/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位×53/1000	
介護職員処遇改善加算 令和7年3月31日まで	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位×76/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位×73/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位×73/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位×70/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位×63/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位×60/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位×58/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位×56/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位×55/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位×48/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位×43/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位×45/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位×38/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位×28/1000	

- ※ 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
- ※ 口を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入
- ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用
- ※ ①介護職員処遇改善加算、②介護職員等特定処遇改善加算及び③介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能
- ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能

その他利用料	負担額	内 容
基本食事サービス/昼	1,000	サービス利用前の負担限度額認定証の提示により食費の一部が減額になる場合があります
日用品費/日	実費	日用品費は、利用者の身の回り品として日常生活に必要なものの費用
教養娯楽費/日	実費	教養娯楽費は、サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料に係る費用

- ※ 自己負担額(円)は単位数に地域単価を乗じて算出しておりますため、サービスの組み合わせによりお支払額に誤差が生じます。表示の金額は、お支払いの目安としてご覧ください。
- ※ 本表の他にも各種加算減算がございますので、内容に関してご不明な点は、施設事務員までお問合せください
- ※ 表示の料金は税込み料金となります